

# 中央会

組合活性化情報



2006.5  
No.499

# わかやま

- 労働時間等設定改善法スタート
- トピックス「青年部パワーで新風を」
- くみあい元気ルポ  
～（協）ジオットデザイン～
- 全国先進組合事例 紀州繊維工業（協）他

No.499

2006.5

# Contents

W A K A Y A M A

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 今月のトピックス                 | 1  |
| ● ~若いエネルギーで新たなビジネスチャンス!~ |    |
| ステップアップ講座                | 2  |
| ● 「新会社法」PART             |    |
| 施策情報                     | 4  |
| ● 労働時間等設定改善法             |    |
| ● 中小企業大学校関西校研修案内         |    |
| くみあい元気ルポ                 | 9  |
| ● ~協同組合ジオットデザイン~         |    |
| 会員だより                    | 10 |
| ● Uターンフェア                |    |
| 中央会だより                   | 11 |
| 総会終了後の手続きについて            | 12 |
| シニアパワーの活用                | 14 |
| 地域の就職支援活動                | 15 |
| 全国先進組合事例                 | 16 |
| 情報連絡員報告                  | 20 |
| 共済制度のご案内                 | 22 |

# 今月の トピックス

## 若いエネルギーで 新たなビジネスチャンス！

～ 組合青年部のパワーで新風を～



組合の持つ運営基盤を母体とし、エネルギー溢れる青年層の活力を発揮できるビジネスチャンスの場として青年部が存在します。

情勢の変化に柔軟に対応していく個性溢れる人材が、組合パワーの源となるのです。

4月18日(火)、和歌山県菓子工業組合では、青年部を立ち上げ、ラフォーレ南紀白浜において設立総会を開催しました。

多くのご来賓の方々(親組合執行部の皆様、全国菓子組合青年部、近畿ブロック青年部様)より祝福の言葉をいただき、和歌山県菓子工業組合青年部会への期待の大きさが伺えました。

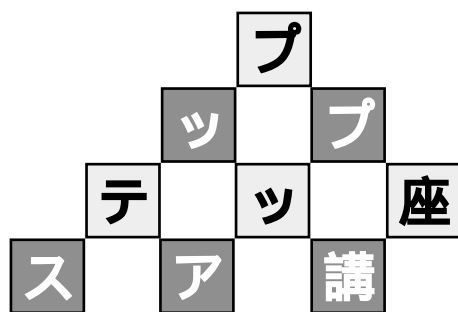
青年部長に就任された上園氏(ケーキの幸屋)から所信表明並びに今後の青年部活動が話され、和歌山の目線に合わせた事業活動を実施していくことで菓子業界の更なる発展を目指したいと締め括りました。

今後は、和歌山県中小企業青年中央会との連携のもと、次代を担う青年経営者たちが業種を超えた相互理解(異業種交流)を深め、清新な風を吹き込もうと意欲的です。



▲ 和歌山県中小企業  
青年中央会の交流風景



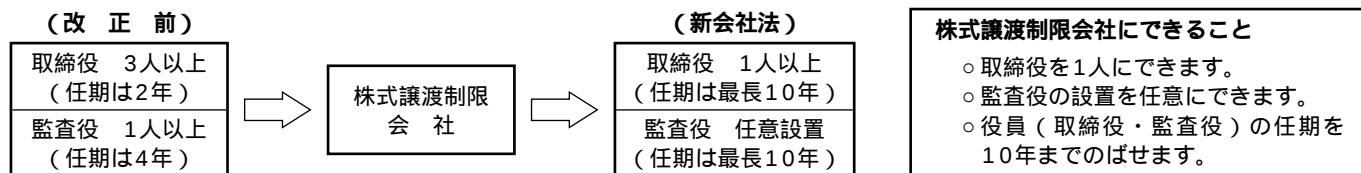


# 「新会社法」 PART

## 「会社にあった組織体制の選択」

第2回目の今回は、「会社にあった組織体制の選択」から見ていきたいと思います。今までの株式会社は、必ず3人以上の取締役を選任し、うち1人以上が代表取締役をつとめなければなりません。また、監査役についても設置が義務づけられていました。しかし、新会社法においては、下図に示されるように、「株式譲渡制限会社であること」と

いう一定の条件の下に、取締役は1人以上でよい、また、監査役についても「任意設置」でよい、という形になりました。これによって、新法における株式会社と、これまでの有限会社との実質的な違いがほとんどなくなり、有限会社の設立はできなくなりました（有限会社法はなくなりました）。



ここでポイントとなるのは、「株式譲渡制限会社」という条件です。この大前提があって初めて、取締役や監査役の取り扱いについて、柔軟な選択が可能となりますので、まず自社が「株式譲渡制限会社」であるかどうか、必ずご確認ください。

確認の方法は、会社の定款もしくは簿本を見ていただき、株式の取引について譲渡制限がかかっているか、確かめていただければ良いでしょう。通常は、「株式の取引について

は取締役会の決議を必要とする」等の表現が入っているケースが、中小企業では一般的です。

ちなみに、「譲渡制限がかかっていない会社」においては、5月1日の法施行以後、監査役の権限が拡大し、今までの会計監査に加えて、業務監査の責任も負うことになります。その結果、今までの監査役は、4月末日で、一旦、強制的に解任されることになりますので注意が必要です。

### Q1. 取締役（監査役）の任期を伸ばすことのメリット・デメリットは？

メリットとデメリットは、以下のとおり整理されます。

#### メリット

- 登記に係る手間と費用（登録免許税、司法書士報酬など）の削減
- 取締役の地位が安定し、長期的視野に立った経営ができる

#### デメリット

- 任期途中の役員交代には「解任」手続きが必要になります（50%超の議決権必要）。登記簿にも「解任」の旨、記載されます。
- 「解任」についての正当な理由が争いになり、損害賠償（未払報酬）請求のおそれがあります。

また、デメリットを少なくするために、「役員任期」を一律10年とせずに、新任役員は2年、専務クラスは6年など、メリハリを付ける方法もあります。

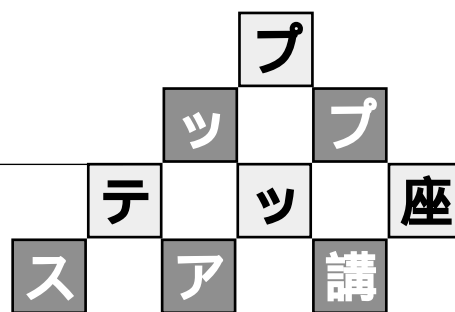
## 「取締役の責任」

取締役の責任については、原則「過失責任」とし、株主総会の決議など、一定の手続きを経ることで「損害賠償額の制限」も可能となりました。以下、その内容を図示いたします。

| 取締役の責任 | 違法配当<br>利益供与（総会屋対策など）<br>利益相反取引（自分への利益誘導など）<br>法令・定款違反    | 無過失責任から<br>→原則「過失責任」へ。 |
|--------|-----------------------------------------------------------|------------------------|
|        | 賠償責任の免除 → 総株主の同意で（原則）可能。<br>賠償責任の制限 → 株主総会の特別決議で（一定範囲）可能。 | 無過失責任                  |

## 「種類株式の活用」

新会社法では、以下に示すように、様々な種類の株式を発行できるようになりました。もちろん、その種類の組み合わせも、会社側で自由にできます。



## 様々な種類株式

|                   |                      |                        |                          |          |
|-------------------|----------------------|------------------------|--------------------------|----------|
| 剰余金の配当<br>取得条項付株式 | 残余財産の分配<br>全部取得条項付株式 | 議決権制限株式<br>拒否権付株式（黄金株） | 譲渡制限株式<br>取締役・監査役の選解任権株式 | 取得請求権付株式 |
|-------------------|----------------------|------------------------|--------------------------|----------|

これらを上手く活用していくことで、従業員の持株比率の向上などに際し、諸々の手段をとりやすくなりました。

### Q2. 従業員に株をもってほしいのですが、こういった種類株式が良いですか？

あくまでも一例ですが、以下のような組み合わせも考えられます。

|                                  |                              |
|----------------------------------|------------------------------|
| 議決権制限株式                          | → 議決権に制限を付けることで、会社経営を安定させます。 |
| 譲渡制限株式                           | → 譲渡に制限を付けることで、株式の分散を防ぎます。   |
| 取得請求権付株式（条件例：当社の経常利益が一定額を下回ったとき） | → 会社買い取りを保証することで、安心して株を持てます。 |
| 取得条項付株式（条件例：退職）                  | → 退職時に株を返してもらう条件を付けることもできます。 |

余談ですが、平成18年度の法人税改正によって、同族での持株比率が高い会社において、増税となるケースも出てきます。節税対策の一つとしても、種類株式を活用した株式の分散は、勉強されておかれると良いでしょう。

## 「相続による株式分散への対策」

今までは、株主に相続が発生すると、配偶者や子供達に株が分散され、2回、3回と相続を重ねると、何十人もの株主が発生し、収拾がつかなくなるケースがありました。今回の改正によって、「定款で定めることにより、会社が相続で移転した株式の「売り渡し請求」を行うことが可能となりました。」

以下は、定款の記載例です。

### 定款記載例（株式の売り渡し請求）

#### 第〇条

当会社は、当会社の株式を、相続その他の一般承継により取得した者に対し、株主総会の決議をもって、当該株式を当会社に売り渡すよう請求することができる。

## 「会計参与の（任意）設置」

また、新法において、会社の貸借対照表、損益計算書などの計算書類を、取締役と共同で作成する会計担当の機関として、「会計参与」という新しい役職が生まれました。会計参与には、先に公表されました「中小企業の会計に関する指針」に従って、適正な会計書類の作成が求められています。以下、制度のポイントを示します。

### Q3. 会計参与とはどのようなものですか？

- 取締役と共同で計算書類を作成
- 税理士（法人）、公認会計士（監査法人）から選任  
→ 設置した場合、氏名が登記されます。
- 設置は会社の任意
- 目的は信頼性の高い決算書（『中小企業の会計に関する指針』に準拠）
- 顧問税理士の就任も可能

## 「剰余金の分配」

剰余金の分配ルールについても、大きく改正がありました。今までは、利益の配当については、中間と期末の年2回しか認められていませんでした。改正によって、株主総会の決議によって、「いつでも」、「何回でも」配当できるようになりました。

ただし、最低資本金制度がなくなったことにより、一定の配当制限のルールも新たに加わりました。以下、そのポイントを示します。

### 1. 配当は、株主総会でいつでも可能

### 2. 配当への2つの制限ルール

#### (1) 純資産額制限

純資産額（総資産 - 総負債）が、300万円未満の場合は、配当できません。

#### (2) 分配可能額計算

純資産額から資本金、準備金を差し引いた金額までしか配当できません。

## 労働時間等設定改善法がスタート!

——労働者の健康と生活に配慮した労働時間等の設定に向けて——

平成18年4月1日から労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（労働時間等設定改善法）が施行されました。この法律は、労使による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な取組を促進するための特別の措置を講じることを目的とするものです。法律の施行に合わせ、事業主の取組の参考となる事項を例示した労働時間等設定改善指針を定めています。

この法律の趣旨・内容をご理解の上、労使の方々には新たに設けられた制度を活用して労働時間等の設定の改善に取り組んでいただくとともに、その他関係者の方々にも労働時間等の設定の改善に対するご協力をいただきますようお願いいたします。

厚生労働省・都道府県労働局

### 「労働時間等の設定の改善」と労働時間等設定改善指針

?

「労働時間等」って？

労働時間、休日及び年次有給休暇その他の休暇のことです。

?

「労働時間等の設定の改善」というのは？

労働時間等に関する事項の定め方を労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方に対応したもののへ改善することです。

?

具体的にはどういうこと？

労働者が心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされる時間と労働時間を柔軟に組み合わせ、心身共に充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境を整備していくことです。

?

どうやって、労働時間等の設定の改善に取り組むの？

労使でよく話し合って取り組んでください。その際、労働時間等設定改善指針の内容を参考にしてください。

### 基本的な考え方

#### 労働時間等の設定の改善の意義

労働時間等の設定の改善により、労働者が心身ともに充実した状態で意欲と能力を発揮できるようにし、企業経営の効率化と活性化、国民経済の健全な発展にもつながります。

#### 労働時間の短縮の推進

労働者の健康で充実した生活を実現するには生活時間の確保が重要であり、労働時間の短縮が欠かせません。今後とも、週40時間労働制の導入、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減に努めることが大切です。

## 多様な事情への配慮と自主的な取組の推進

労働時間等の設定の改善は、労働者の健康と生活に係る多様な事情を踏まえつつ、個々の労使が自主的に取り組むことが大切です。

## 他の法令、計画等との連携

労働時間等設定改善指針は、労働時間等の設定に係る他の法令等を前提にしたものであり、労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、次世代育成支援対策推進法の「行動計画策定指針」や「子ども・子育て応援プラン」等を踏まえて行うことが大切です。

# 労働時間等の設定の改善のための一般的な措置

実施体制の整備—次のような取組が考えられます。

### 実態の正確な把握

- ・ 始業・終業時刻
- ・ 年次有給休暇の取得
- ・ 業務負担の度合い

### 労使間の話し合いの機会の整備

- ・ 労働時間等設定改善委員会の設置
- ・ 衛生委員会（安全衛生委員会）の活用

なお、話し合いの構成員について、労働者の多様な事情が反映されるよう、性別、年齢、家族構成等並びに育児・介護、自己啓発等の経験及び知見への配慮が望まれます。

また、個別の要望や苦情の処理のため、要望・苦情処理担当者の配置や処理制度の導入も考えられます。

## 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定

- ・ 業務の繁閑に応じた労働時間の設定  
例）変形労働時間制<sup>1</sup>、フレックスタイム制<sup>2</sup>の活用
- ・ 労働者の創造性や主体性が業務の進め方に必要な業務に携わる者についての労働時間等の設定  
例）裁量労働制<sup>3</sup>の活用の検討

これらの取組の際、労働者が抱える多様な事情や労働者の健康確保に配慮するようにしてください。

### これらの言葉の意味は？

#### 1 変形労働時間制

1年単位など一定期間を通じて週平均労働時間が40時間を超えない範囲内において、業務の繁閑に応じた労働時間の効率的な配分を行うための制度。

#### 2 フレックスタイム制

1か月以内の一定期間（精算期間）の総労働時間をあらかじめ定め、労働者は枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決めて効率的に働くための制度。

#### 3 裁量労働制

業務の性質上その遂行方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務につき、具体的に労働時間を算定せず、労使協定や労使委員会の決議で定める時間を労働したとみなす制度。専門業務型と企画業務型がある。

## 労働時間等設定改善委員会と労働基準法の適用の特例

一定の要件を充たす労働時間等設定改善委員会には、労働基準法の適用の特例があります。

労働基準法の特例とは？

大きく分けて

委員会の決議が労働基準法上の労使協定に代替

決議の労働基準監督署長への届出の免除

の2つがあります。

労使協定に代替する決議ができるのは？ .....

変形労働時間制

専門業務型裁量労働制

時間外及び休日の労働

年次有給休暇の計画的付与

事業場外労働に関するみなし労働時間制

などについてです。

届出が免除されるのは？ .....

・変形労働時間制

・事業場外労働に関するみなし労働時間制

・専門業務型裁量労働制に係る決議です。

ここでいう変形労働時間制は、1か月単位のもの、1年単位のもの及び1週間単位の非定型的なものを意味しています。

労働基準法の適用の特例がある労働時間等設定改善委員会の要件は、次のとおりです。.....

委員の半数が、過半数組合又は過半数代表者の推薦に基づいて指名されていること

過半数代表者は、管理監督者以外の者で、かつ、委員会の委員を推薦する者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であること

委員会の開催の都度議事録が作成され、3年間保存されていること

委員の任期、委員会の招集、定足数、議事等を内容とする運営規定が定められていること

過半数組合とは、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合のことです。

過半数代表者とは、過半数組合がない場合に選出される労働者の過半数を代表する者のことです。

衛生委員会（安全衛生委員会）を労働時間等設定改善委員会として活用することもできます。.....

その場合には、上の労働時間等設定改善委員会の要件に加えて、

・過半数組合又は過半数代表者との間の書面による協定により、衛生委員会（安全衛生委員会）に当該事業場における労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議させ、事業主に対して意見を述べさせることを定めること

が必要です。

## 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

### 労使の意識改革

・労働者が育児・介護等に必要な時間を確保しつつ、心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠です。

・労働者が年次有給休暇を完全取得できるよう、休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、休暇取得に対する労使の意識改革が必要です。

### 年次有給休暇の計画的取得の促進

・年次有給休暇の取得促進のためには、計画的な業務運営を可能にしつつ休暇取得の確実性も高める計画的な年次有給休暇取得を一層進めることが大切です。計画的な年次有給休暇の取得に向けて労使で1年間の仕事の繁閑や段取りを話し合う中で、労使双方の合理的な仕事の進め方を理解し合うこともできます。

・事業主は、各人の業務量を把握し、個人別年次有給休暇取得計画表の作成、年次有給休暇の取得促進を目指した業務体制の整備、取得状況の把握を行うことが求められます。

・年次有給休暇の計画的付与制度（労働基準法第39条第5項）の活用も有効です。

### その他の取組

・連続休暇取得及び1日単位の休暇取得の阻害とならず、かつ、労働者の希望によるものであることを前提とした半日単位での年次有給休暇の取得についても、前向きな取組が望まれます。

所定外労働の削減...所定外労働は臨時、緊急の時にのみ行うものです。

## 所定外労働の削減と年次有給休暇の取得促進を併せた取組

### 総実労働時間についてのいろいろなケース

週の労働時間が60時間以上の者は、全国で633万人（12.1％）となっています。<sup>1</sup>

このような働き方を続けた場合、労働者の所定外労働時間は月80時間を超えます。

「限度基準」どおりだと...

「限度基準」どおりの場合

...年間の所定外労働時間**360**時間  
年間総実労働時間約**2200**時間

所定外労働時間が月80時間を超える場合

...年間の所定外労働時間約**1000**時間  
年間総実労働時間約**2840**時間

平均的な働き方の場合には...

平成16年度の一般労働者の平均年間総実労働時間は、約**2015**時間  
(所定労働時間：7時間42分、所定労働日数：251.8日、年次有給休暇取得日数：8.4日、  
実労働日数：243.4日、所定外労働時間：179時間)<sup>2</sup>

さらに所定外労働を  
減らす取組をすると...

ノー残業デーにより、所定外労働を  
年間約**50**時間減（週1時間減）  
年間総実労働時間約**1965**時間

さらに年次有給休暇の  
取得促進を図ると...

計画的年休取得により、休暇取得  
日数を**5**日増やす  
年間総実労働時間約**1975**時間

年次有給休暇の取得  
促進にも取り組むと...

所定外労働の削減  
の取得促進の両方

と年次有給休暇  
を行うと...

所定外労働の削減  
にも取り組むと...

ノー残業デーにより、所定外労働を年間約**50**時間（週1時間）減らし、かつ、計  
画的年休取得により、休暇取得日数を**5**日増やす。  
年間総実労働時間約**1925**時間

- 1 総務省「労働力調査」(平成16年度)  
2 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(平成16年度)  
「就労条件総合調査」(平成16年度)

ちなみに...

所定外労働を全く行わず、年次有給休暇を  
完全取得すると  
年間総実労働時間約**1800**時間

労使協定を結んで労働時間を延長する場合には、「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(限度基準)に適合する必要があるとあります。また、特別条項付き協定を結ぶ場合は、この限度基準の例外が認められる特別の事情とは臨時的なものに限ることを、その協定において明確にしてください。

## 特に配慮を必要とする労働者のための措置

特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者への配慮

子の養育又は家族の介護を行う労働者への配慮

妊娠中及び出産後の女性労働者への配慮

### 単身赴任者への配慮

事業主は、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げを行うことが考えられます。労働者の希望を前提とした休日前後の年次有給休暇の半日単位付与を検討しつつ、家族の特別な日の休暇付与等の措置も望まれます。

### 労働者の自発的な職業能力開発への配慮

### 労働者の地域活動等への配慮

・特別休暇や労働者の希望を前提とした半日単位の年次有給休暇の付与を検討することが望まれます。

## 事業主の団体の取組

事業主団体は傘下の事業主に対し、労働時間等の設定の改善についての専門家による指導・助言を受けさせる等の援助を行うことが求められます。

事業主団体の行う援助に対する支援事業も積極的に活用してください。

## 他の事業主との取引上の配慮

例えば、次のような配慮が考えられます。

週末発注・週初納入等の短納期発注の抑制

発注内容の頻繁な変更の抑制

詳しくは、

・厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課 ・都道府県労働局労働基準部監督課又は労働時間課

にお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページ( <http://www.mhlw.go.jp/> )の関連記事をご覧ください。

### ☆中小企業大学校☆【関西校研修のご案内】

## 経営者講座Ⅱ ～人材育成と企業経営～

◆対象者／経営者・経営幹部

◆定 員／100名

◆期 間／平成18年6月17日(土)

◆受講料／15,000円(税込み)

◆研修内容

経営者講座は、経営者・経営幹部の方へ、新しい知識や情報を提供し、企業経営についてのお考えを整理していただくために、年7回、平日以外の日に開催する講座です。今回ご案内する講座は、人材育成をテーマにしています。

第2回目は、「人材育成と企業経営」をテーマにしています。「企業は人なり」とよく言われます。「企業」とはすなわち「人」そのものです。ここでは、企業経営における人材育成の重要性を企業事例などから理解するとともに、経営者自ら学ぶことの大切さを認識して、企業が成長していくためのヒントをつかんでいただきます。

◆ねらい

この研修を通じて、人が育つ社風づくり・やる気をもって働ける職場づくりに取り組む契機としていただきたいと思います。

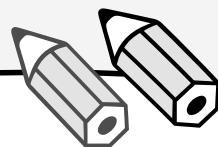
お申込・お問い合わせ

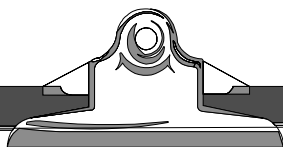
中小企業大学校 関西校 研修担当まで

住所／〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡

TEL／0790・22・5931 FAX／0790・22・5941

e-mail／[kan-kenshu@smrj.go.jp](mailto:kan-kenshu@smrj.go.jp) URL／<http://kansaiko.jp/>





# 個性家集団の 街づくり

～ 協同組合ジオットデザイン ～

## プロフィール

平成10年1月、住みよい環境づくりに情熱を抱く個性溢れる建築士事務所が地元田辺で結集、協同組合ジオットデザインを発足しました。

建築家たちがお互いの経験・ノウハウを持ち寄り、機能的に連携しあうことで個々の建築事務所では対処できなかった分野にまで事業スケールを高めています。



藤田理事長

## 業界近況について

これまでの実績をアピールしながら、クオリティーの高い住環境を目指し、一般住宅から大規模プロジェクトまで建築家の持つ広い視点で提案型の街づくりに着手しています。

## 組合PR等

組合員それぞれの建築理念が1つの情熱となるよう、協同組合ならではのメリットを活かした体制づくりを目指します。



組合所在地 〒646-0003  
田辺市中万呂869番地43号  
TEL 0739-26-0337  
FAX 0739-26-3747  
設立年月日 平成10年1月14日  
組合員数 5名



# 会員だより

## きのくに人材リターンフェア開催



4月17日（月） ホテルグランヴィア和歌山において“きのくに人材リターンフェア”が開催されました。

平成19年3月卒業予定の大学生、短大生、高専・専修学校生で和歌山県企業への就職を希望される方を対象に、企業の人事担当者と個別面談を行うもので今回は第24回目の開催となりました。

希望業種を求める学生516名が68社の参加企業ブースで熱心に面談。

職業適性診断コーナーや、人事担当者が自社プレゼンテーションを行う企業説明会会場にも多くの学生が集まり、ふるさと和歌山の企業各社の魅力を再発見したようです。



# 中央会だより

## 第51回通常総会開催並びに 創立50周年記念式典のご案内

日 時 平成18年5月29日（月）

場 所 「ホテルグランヴィア和歌山」

和歌山市友田町5丁目18番地

電話 073 (425) 3333

- 第51回通常総会 午後2時30分～  
6階 メゾングランの間
- 50周年記念行事  
記念式典 午後4時～  
記念祝賀会 午後5時～  
6階 葵の間

皆様方  
多数のご出席を  
お願い致します。



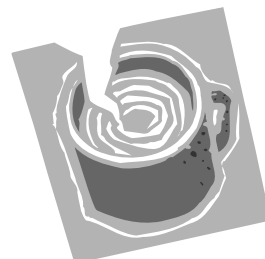
### テーブルトーク コーナー



### 真田庵(善名称院):

#### 伊都郡九度山町

戦国時代の伝説の武将、真田昌幸・幸村父子が隠れ住んだ屋敷跡。風情ある静謐な佇まいは歴史の名残を感じさせて奥ゆかしい。



# 総会終了後の手続きについて

組合には法律により認可を受けたり、届出を要する事項が定められています。  
定款の変更などは認可が必要で、役員の変更や決算関係書類などは届出が必要です。

## ・〇・〇・議事録の作成・〇・〇・

総会の議事録の作成は理事がすることになって  
います。議事録に記載すべき事項として

- 1 総会の種類
- 2 招集年月日
- 3 開催の日時及び場所
- 4 組合員の総数
- 5 出席組合員数
- 6 出席者中、書面または代理議決によった組合員数
- 7 成立の報告
- 8 議長の選任
- 9 議事の経過の要領並びに議案別の結果
- 10 議事の終了の宣言

署名は、議長及び出席した理事がすることになって  
います。署名については、記名捺印をもって  
代えることができます。

## ・〇・〇・決算関係書類の提出・〇・〇・

決算関係書類の提出は通常総会において承認を  
受け、総会終了の日から2週間以内に行政庁に提出  
することが義務づけられています。

添付書類としては

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 剰余金の処分または損失の処理を記載した書面

6 総会または総代会の議事録  
が必要です。

## ・〇・〇・役員変更の届出・〇・〇・

役員に変更があった場合は、変更のあった日か  
ら2週間以内に行政庁に届け出ることが定められて  
います。役員の変更とは、役員の氏名または住所  
の変更があった場合、役員の改選または補充があ  
った場合など役員に関する一切の変更をいいます。

添付書類としては

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更年月日及び理由を記載した書面
- 3 役員変更が役員の選挙または選任によった場合  
には、総会または総代会の議事録と理事会の議  
事録

## ・〇・〇・定款の変更・〇・〇・

定款の変更は総会において特別議決を必要とす  
る事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施  
行することになります。定款変更は大別して、  
一般的事項の変更、事業計画・収支予算に係る  
変更、出資1口の金額の減少に係る変更に分ける  
ことができます。なお、認可されてから登記を要  
する事項については、登記が完了して効力が生ず  
ることから考えて、変更決議をした総会又は総代  
会の後、速やかに認可申請をしなければなりません。

添付書類としては

(1) 一般的事項の変更

- 1 変更理由書
- 2 変更しようとする箇所を記載した書面
- 3 定款変更を議決した総会又は総代会の議事録

(2) 事業計画・収支予算に係る変更

- (1)の添付書類以外に
- 1 定款変更後の事業計画書
- 2 定款変更後の収支予算書 が必要となります。

(3) 出資1口の金額の減少に係る変更

- (1)の添付書類以外に
  - 1 財産目録
  - 2 貸借対照表
  - 3 債権者に対して公告及び催告をしたことを証する書面
- などが必要となります。

・。：。変 更 登 記 。。：・

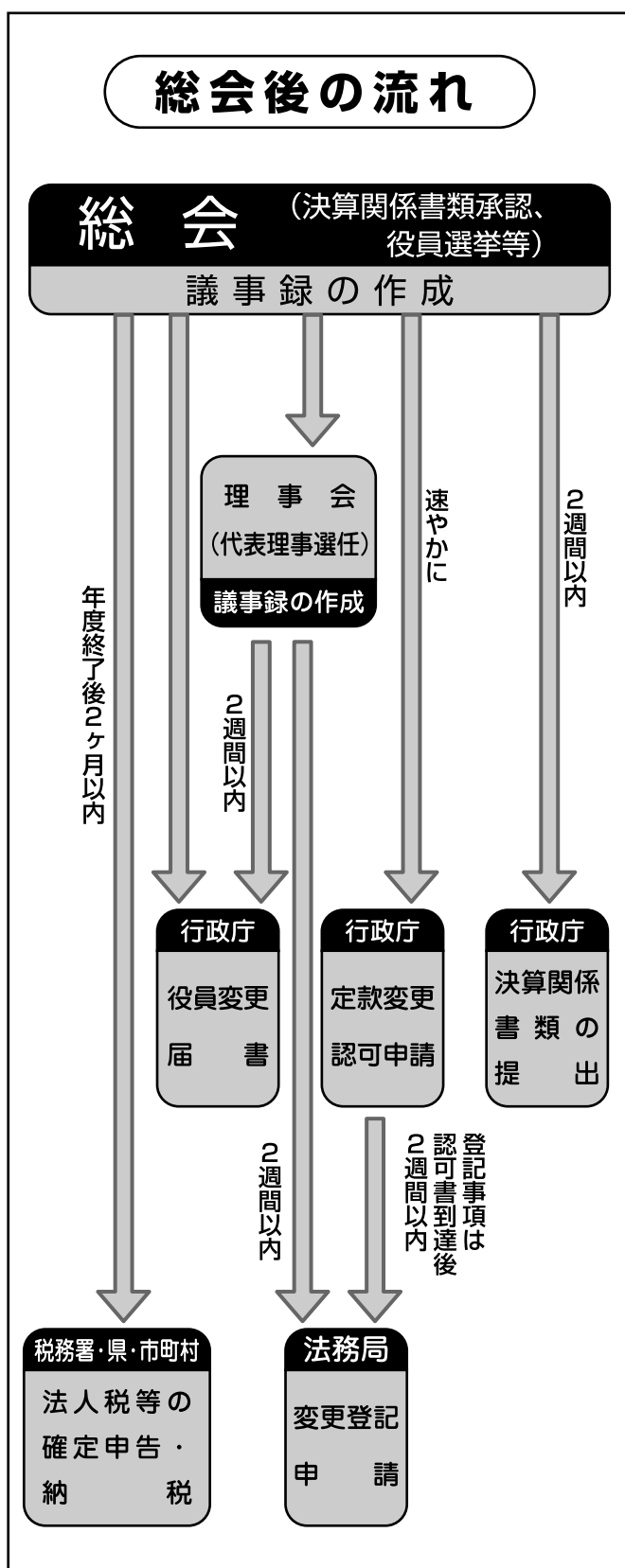
代表理事に変更があった場合は就任した日から2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

任期満了の改選で、代表理事が再任されても変更登記は必要になります。

代表理事変更登記以外で組合の実務上頻度の高いと思われる変更登記は、主たる事務所移転登記、出資の総口数及び払込済み出資総額の変更登記、事業変更登記などがあります。

登記期間は登記すべき事実の発生後一定の期間内に申請すべきと定められています。登記すべき事項につき行政庁の認可を要するときは、認可書の到達した年月日から起算することとなります。添付書類は登記内容によって違いますし、登記期間についても従たる事務所の所在地でする場合は違いがあります。

届出・申請について商工組合、協業組合の場合は様式が異なる場合もあります。添付書類など詳細については中央会までお問い合わせ下さい。



# ミニアパワーの活用

## 65歳雇用 導入プロジェクト

### 高年齢者雇用安定法改正の概要

平成25年4月までに65歳までの雇用が全ての企業に義務づけられました。

雇用確保義務は、平成18年4月1日より平成25年4月1日までに段階的に雇用義務年齢を引き上げる必要があります。

定年の定めをしている事業者については、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止、以上のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければなりません。

**62歳**  
H18.4～H19.3



**63歳**  
H19.4～H22.3



**64歳**  
H22.4～H25.3



**65歳**  
H25.4～

### Q & A

**Q** 高年齢者雇用確保措置の義務化の年齢について、年金の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、平成25年4月までに段階的に引き上げることとされていますが、年金の支給開始年齢の引上げスケジュールは男女で異なります（女性は5年遅れ）。義務化の年齢も男女で異なることになるのでしょうか。

**A** 高年齢者雇用確保措置の義務化の対象年齢は、「男性」の年金（定額部分）の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、平成25年4月までに段階的に引き上げることとしています。

御指摘のとおり、年金の支給開始年齢の引上げスケジュールは男女で異なってはいませんが、高年齢者雇用確保措置の義務化の対象年齢については男女で異なるものではなく、同一となっています。

なお、男女別の定年を定めることや継続雇用制度の対象を男性のみとするなど、労働者が女性であることを理由として男性と異なる取扱いをすることは、男女雇用機会均等法において禁止されています。

問 い  
合わせ  
相談先

65歳雇用導入プロジェクト

TEL : 073-431-0852 FAX : 073-431-4108

E-mail : info@chuokai-wakayama.or.jp

労使でお手伝いします。

# 地域の就職支援活動

## 和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

### 構成団体

- 連合和歌山 ●経営者協会 ●商工会議所連合会
- 商工会連合会 ●中小企業団体中央会

白浜・円月島

### 平成18年度 地域労使就職支援機構事業実施内容

- ・就職面談会の開催
- ・職業能力開発・向上訓練
- ・新卒予定者への就職支援
- ・継続雇用等雇用促進への取組み
- ・ミスマッチ解消への取組み
- ・その他雇用・就職に関する事業

当機構は「無料職業紹介」を行っております。  
詳しくは「支援機構」まで

〒640-8227

和歌山市西汀丁26 (県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

# 全国先進組合事例

和歌山県

研修事業の成果を生かして国際化へ挑戦

## 紀州繊維工業協同組合

所在地 〒649-7205  
橋本市高野口町名倉1067  
電話番号 0736-42-3113  
FAX番号 0736-42-2054  
設立 昭和25年2月  
出資金 19,773千円  
組織形態 産地組合

地区 橋本市、伊都郡  
主な業種 織物・編物の製造、販売、  
加工業  
組合員 93人  
組合従業員 4人  
URL <http://www.koyaguchi.com>

集積活性化事業の実施で3つの実践的な研究会を設置し、そこでの成果をもとに「地場産業活性化」事業を展開。パリ・上海の展示会へ出展し、貴重な成果を得た

### 背景と目的

高野口では古くからパイル織（編）物が盛んで、現在でも国内シェア90%を占める一大産地を形成している。しかし、長引く不況など、厳しい経済背景の中で、なんとか新しい市場を開拓し、活路を切り開こうという組合の問題意識から、平成11年～16年にかけて「和歌山県特定中小企業集積活性化促進事業」（集積活性化事業）及び「和歌山県地場産業活性化支援事業（地場産業活性化事業）」を実施した。集積活性化事業の目的は、産地内企業が有望分野への進出に必要な情報収集、経営ノウハウを修得することであり、地場産業活性化事業の目的は、地場産品である「高野口産パイル」ブランドを世界に発信することであった。



▲展示会会場（フランス・リール）

### 事業・活動の内容

集積活性化事業では、「ユニバーサルデザイン」「マーケティング」「ホームテキスタイル」の三つの研究会を設置し、各テーマにおいて実践的な販促に関する研修会を開催し、組合員の研鑽に励んだ。地場産業活性化事業では、組合員企業5社がパリで開催されたTEX WORLD展へ出展した。また、中国のインターテキスタイル上海展へも5社が出展している。

### 成果

地場産業活性化事業では、海外展開への活動を通じて、市場のニーズに直接触れる機会を得ることができ、様々な要望にいかに対応していくかといった「マーケット・イン」の姿勢が培われたことは、多いに意義があった。パリのTEX WORLD展ではサンプルオーダーが342件（72社）、中国のインターテキスタイル上海展では、サンプルオーダーが991件（174社）あった。今回不参加だった組合員も、その成果を耳にすることで、積極的に海外進出の検討を始める組合員もでてきた。



▲会場のインデックスコーナー



▲組合ブース風景

所在地 〒726-0012

府中市中洲町1648

電話番号 0847-45-5029

FAX番号 0847-45-8832

設立 昭和25年2月

出資金 52,570千円

組織形態 産地組合

地区 府中市

主な業種 木製家具製造業

組合員 28人

組合従業員 2人

URL <http://www.fuchu.or.jp/kagu/>

外部のインテリアデザイナーと共同開発する「府中デザイナーズBOX」から発信するトータルなベッドルームファニチャーを「府中家具新作展示会」に特別展示、注目された

#### 背景と目的

昭和47年当時婚姻組数が最大となったことで、府中家具工業界は婚礼家具の3点セットを中心に黄金期を迎えたが、その後婚姻組数の減少、家具の備え付け新築住宅の増加、住宅の生活様式の変化などもあって苦境に立たされた。当組合の主力事業である府中家具フェスタ（府中家具新作展示会 昭和29年スタート）も時代の変化に対応することが求められていた。そこで、平成12年から助成金を活用して、外部のインテリアデザイナーとの共同開発を目的とする「府中デザイナーズBOX」を立ち上げて、新感覚の商品開発に着手した。



▲組合ホームページ

#### 事業・活動の内容

第82回府中家具新作展示会「府中家具フェスタ」を、本年5月12、13日の2日間、府中家具協同会館で開催した。組合員企業28社が約1,200点の家具を出品、顧客入場社数は526社と盛況だった。今回は「日々良質 Total Bed Room」をテーマに、「府中デザイナーズBOX」から日本インテリアデザイナー協会のデザイナー13名と共同開発したベッドルーム用の関連家具が出品された。また、助成金を活用して広島県立東部工業技術センターと共同で、通気性と体圧分散に優れたフトンマットレスを開発しており、これを参加企業が考案したスノコ状ベッドと組み合わせたものが特別展示された。

#### 成果

歴史と伝統のある府中家具新作展示会を、本年度のように新しい暮らし方を提案するなど、テーマを決め、組合員が団結して今後も継続することとしており、各地方や都市圏へ発信する府中家具が期待される。「府中デザイナーズBOX」は、トータルなベッドルームファニチャーをテーマと決め、デザイナーと参加企業が1対1で

新製品を開発しており、今後も個性ある新作品の出展が楽しみである。平成16年に開発した独自のマットレスとスノコ状ベッドの組み合わせは、翌年の府中家具フェスタでは「FUTON-STYLEの提案」として展示し、注目された。また、ホームページのアクセス数が当年度503万件に急増し、本年度から開始したネット通販は増大が見込まれる。



▲新作展示会パンフレット

所在地 〒789-1931  
幡多郡大方町入野2527-3

電話番号 0880-43-0710

FAX番号 0880-43-0711

設立 平成13年12月

出資金 6,500千円

組織形態 同業種同志型組合

地区 高知県

主な業種 製材業、木製品製造業

組合員 7人

専従理事 1人

組合従業員 4人

URL <http://www.woody40010.jp>

営業活動の一本化で効率良く顧客ニーズに対応。エンドユーザーを強く意識し、品質・産地を明確にしたブランドの構築による増収を達成した

#### 背景と目的

低価格の輸入外材や建築様式の変化等により需要が低迷している木材業界において、旧来からの座して待つ「市売り」中心の木材製品市場を通じた販売では今後の事業展開は見込めないと判断した製材業者が顧客ニーズを強く意識し、営業の一本化による効率の良い製品供給体制の構築と産地の見える製品づくりを目指すこととなった。

#### 事業・活動の内容

顧客の購買履歴に応じた販売促進活動（One to One Marketing）を電話・FAX等で展開すると同時に、木材乾燥機の導入により品質面の強化を図るとともに製材品のコンビニエンス化（高品質な製材品を、必要な時に、必要なだけ、必要な場所に、迅速に）により、価格競争に巻き込まれにくい営業戦略を展開している。また、組合で取り扱う四万十川流域産のスギ・ヒノキを掛け合わせた造語「四万十ヒスイ」というブランド名を考案し、ブランド化を推進。ブランド名と消費者へのメッセージを記入したステッカーを製品に貼付し、販売促進活動を行っている。

#### 成果

顧客ニーズに迅速に対応する供給体制の構築、消費者の視点に立ったトレーサビリティの適正化による製品のブランド化により、組合設立以来売上げを着実に伸ばしている。また、住宅1棟分の木材を丸ごと受注するなど産直住宅等の取り組みも行っている。今後は、ホームページ等を有効に活用して、ストーリー性・品質の良さなどを明確に打ち出した情報発信を的確に行うことで、組合としての評価が高まり、売上げの拡大につながっていくことが期待される。



▲ウッディ記念市開催風景



▲ステッカー



▲ウッディ記念市開催風景

所在地 〒845-0001  
小城市小城町283-6

電話番号 0952-73-3314

FAX番号 0952-73-2250

設立 昭和27年3月

出資金 2,900千円

組織形態 産地組合

地区 佐賀県

主な業種 菓子製造販売業

組合員数 29人

組合従業員 1人

URL <http://www.aile.or.jp/kaiin/ogiyokan/>

羊羹の原材料である寒天や、薄板などの包装材料の共同仕入れを行い、郵パックを利用した共同販売で伝統ある地域ブランドのイメージアップを図る

### 背景と目的

小城羊羹は明治初頭から製造が始められ、軍の甘味料として重用されるなど古い歴史がある。戦後の物資不足の中で、小豆、砂糖、寒天等の原材料や、薄板（経木）などの包装資材の共同購入の必要性から、昭和27年に組合を設立した。共同購入を行わなければ組合員の事業が成り立たないという背景があった。その後、昭和29年には組合で団体登録商標「小城羊羹」を取得している。また、中小零細企業の販売戦略としては、店頭販売や問屋卸では安定した経営が成り立ち難いこともあり、全国展開のための共同販売を行っている。



### 事業・活動の内容

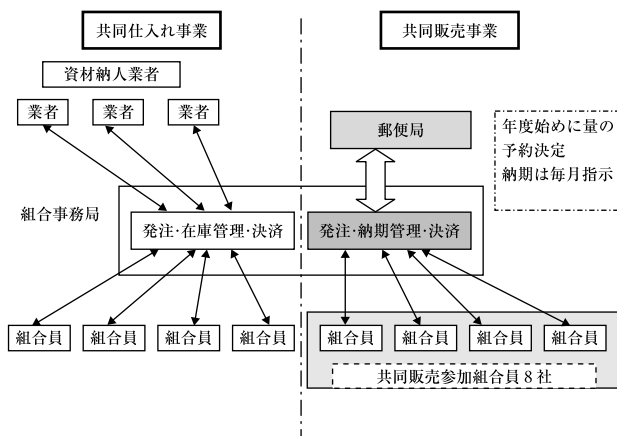
現在共同仕入れの主体となっているのは、個々の企業で調達するのが非効率な分野である、寒天、抹茶、薄板などが主体となってきている。特に、寒天は消費者の健康志向から他の食品分野でも多く使われ、安定的な入手が困難となってきている。また、薄板については小城羊羹に欠かせない伝統的な資材である。これらを組合で確保し組合員に安定的に供給することで、産地としての品質の維持・イメージの向上を図り、産地全体の伝統を守る働きもしている。

共同販売の内容は、郵パックを利用した全国向け通信販売である。

### 成果

原材料の仕入は産地として共通の資材を取り扱い、産地の製品コストの改善に大いに寄与している。共同販売については全国規模で行っており小城の知名度、イメージアップにも大きく貢献した。また、共同販売の成功で、組合員の賦課金を廃止することができた。これらの事業は組合事務局を通じて行うため、その収益は組合運営の財政的支えになっている。

今後も、共同販売を通じて全国的な知名度が更に向上することが望め、業界全体の活性化に大いに貢献できると思われる。



▲共同事業の流れ

# 情報連絡員発表

3月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況／前月比

2.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

| 業 種     | 項 目         | 売 上 高 | 収 益 状 況 | 資 金 繰 り | 業 界 景 況 |
|---------|-------------|-------|---------|---------|---------|
| 製 造 業   | 食 料 品       | →     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | 繊 維 同 製 品   | ↓     | ↓       | →       | ↓       |
|         | 木 材 木 製 品   | ↓     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | 印 刷         | ↓     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | 化 学 ゴ ム     | ↑     | →       | →       | →       |
|         | 窯 業 土 石 製 品 | ↓     | →       | →       | →       |
|         | 鉄 鋼 金 属     | ↑     | ↑       | ↑       | ↑       |
|         | そ の 他       | ↑     | →       | →       | →       |
| 非 製 造 業 | 卸 売 業       | →     | →       | ↑       | ↓       |
|         | 小 売 業       | ↓     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | 商 店 街       | ↓     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | サ ー ビ ス 業   | ↓     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | 建 設 業       | ↓     | ↓       | ↓       | ↓       |
|         | 運 輸 業       | ↓     | ↓       | →       | ↓       |
| D I 値   |             | -25.0 | -32.5   | -32.5   | -35.0   |

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

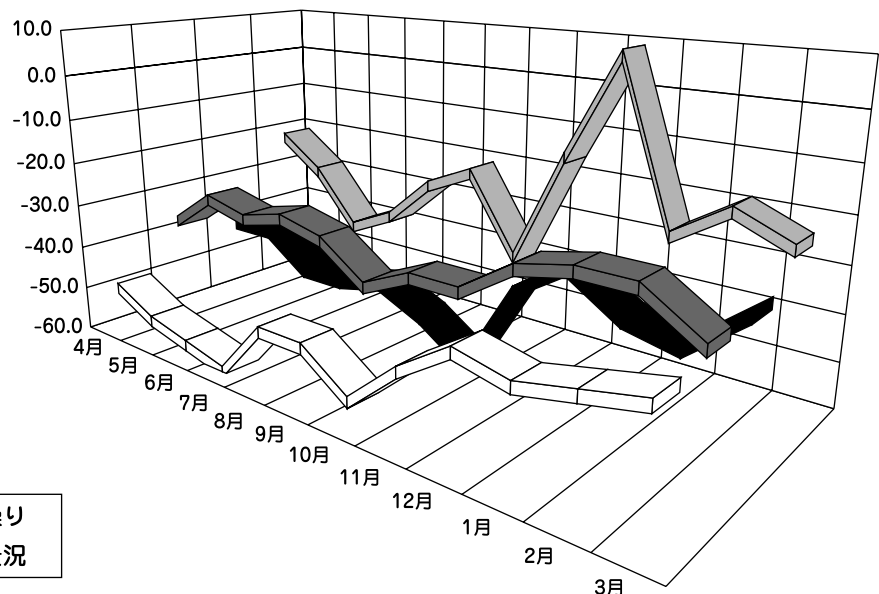
## 総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス35.0ポイントであり、同2月調査と比べて2.5ポイント改善した。

同2月調査と比べ、「売上高」は5ポイント悪化、「収益状況」は10ポイント改善、「資金繰り」は7.5ポイント悪化した。

3月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は18名、「悪化」との回答は18名で、「好転」との回答は4名であった。

年間D I 値  
(前年同月比)  
の推移



売上高 資金繰り  
収益状況 業界景況

## ● 製造業 ●

|         |                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 繊維・同製品  | 今年になり一段と売れ行き悪化。（手袋）                                                                      |
| 木材・木製品  | 年度末の駆け込み受注も少なく、仕事量の確保に各社奔走している。中国製品（ドア類）との価格競争により、販売単価が低下している。（建具）<br>景況はあまり良くなりません。（建具） |
| 化学ゴム    | 昨年同月及び近々月と比較して、生産量は同量でも金額的に増加傾向。原料値上がり分の転嫁がある程度出来つつあるのか？（化成品）                            |
| 窯業・土石製品 | 昨年度と比べ、出荷数量が減少。（生コン）                                                                     |
| 鉄鋼・金属   | 住金と歌山製鉄所高炉建設準備が始まり、各種工事発注が増加しつつある。（住金協力）                                                 |
| 和雑貨製造業  | 2月に続いて前半は動きが悪かったが、後半少し動いてきた。4月の季節商品の動きに注目したい。（家庭用品）                                      |

## ● 非製造業 ●

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 卸売業   | 各組合員も17年度期末、決算も無事終え、やれやれという状態です。各社とも最終月3月は、官公庁等の工事が少ないにもかかわらず、民需に押され最近に無い販売額であったと聞いております。1年を通し対前年をクリア致しております。各市町村の合併に伴い、新規設備投資は控え気味ですので、民需拡大のお手伝い等が課題となります。4月より改正高齢法、改正労働安全法が施行され、5月より会社法が新しく施行されます。柵が外されたり、その反面義務化される事柄も増えております。決算書類の開示の義務化などは債権管理には役立ちます。（電設資材）                                                                                                                                                                                           |
| 小売業   | 新規参入による競争の激化。（日高市場）<br>3～4月は過去においては卒業、入学、就職、退職などの贈答品特需があり、商繁期と呼ばれたが、今はその面影は全くない。状況は厳しい。良い所は極々一部であり、格差は更に拡大の状況である。高齢化で意欲、改革の様子が感じられない。（時計）<br>15年連続和歌山市の地価は下がっている。中心商店街の下落は酷い。昨今景気回復、株価上昇、バブル再来かという風潮の中、和歌山だけが取り残された感がある。零細小売業者には明るさがない。（和歌山市）<br>3月は業況の良い時期であるが、好況は感じられない状況です。特に業況の変化が生じた訳でもないです。（田辺市）                                                                                                                                                      |
| サービス業 | 今の旅館、ホテルの情勢は正直者が損をするような現象があちこちで起きている。果たしてこのまま放置して良いのか？何らかの方法で政治問題としない限り止めようがない所まで来ている。良い宿も今の現状では潰されかねない苦しい状況下です。（旅館）<br>対前年同月比で、宿泊人員（110.2%）、総売上料金（104.0%）、1人当たり消費単価（94.3%）、総宿泊料金（105.6%）、1人当たり宿泊単価（95.8%）。1～3月の宿泊人員で見ると、17年は217,754人、18年は237,287人で19,533人の増（+9.0%）である。1人当たり消費単価及び宿泊単価が各々871円、561円安となるも人員で9,037人の増となり、総売上及び総宿泊料金が各々53百万円、66百万円高となっている。7,000円台の低料金宿泊施設の集客増によるものである。但し16年1～3月の宿泊人員に対しては、10,597人の減である。（白浜旅館）<br>軽自動車の新車販売が伸び、整備需要も増加した。（田辺自動車） |
| 建設業   | 昨年5月の市町村合併により、旧日高郡龍神村と旧東牟婁郡本宮町が田辺市となって、両町村の業者が当組合に加入し、組合全体の受注額は対前年比増加したが、組合員当たりの受注額は減少している。（紀南建設）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 運輸業   | 燃料の高騰が経営を悪化させている。スタンドで@80円（2005/3）、@94円（2006/3）の大幅アップである。（和歌山市）<br>18年2月軽油価格が2.5円値上げし、3月には1.8円の値上げとなり、原油価格が急騰し、トラック運送事業の収益を圧迫している。組合員も極めて大きな影響を受けている。今後すぐにまた2,3年前のような低価格に戻る傾向が見受けられない中で、どのような施策を講じていけばよいのか私共日々考えているところであります。（有田トラック）                                                                                                                                                                                                                        |

## 実施共済制度一覧

# 経営自慢M 型

無配当新介護保障遡増定期保険

豊富なキャッシュバリューを活用し、ご勇退時の退職慰労金の財源をご準備いただくことができます。

## 総合保障プラン

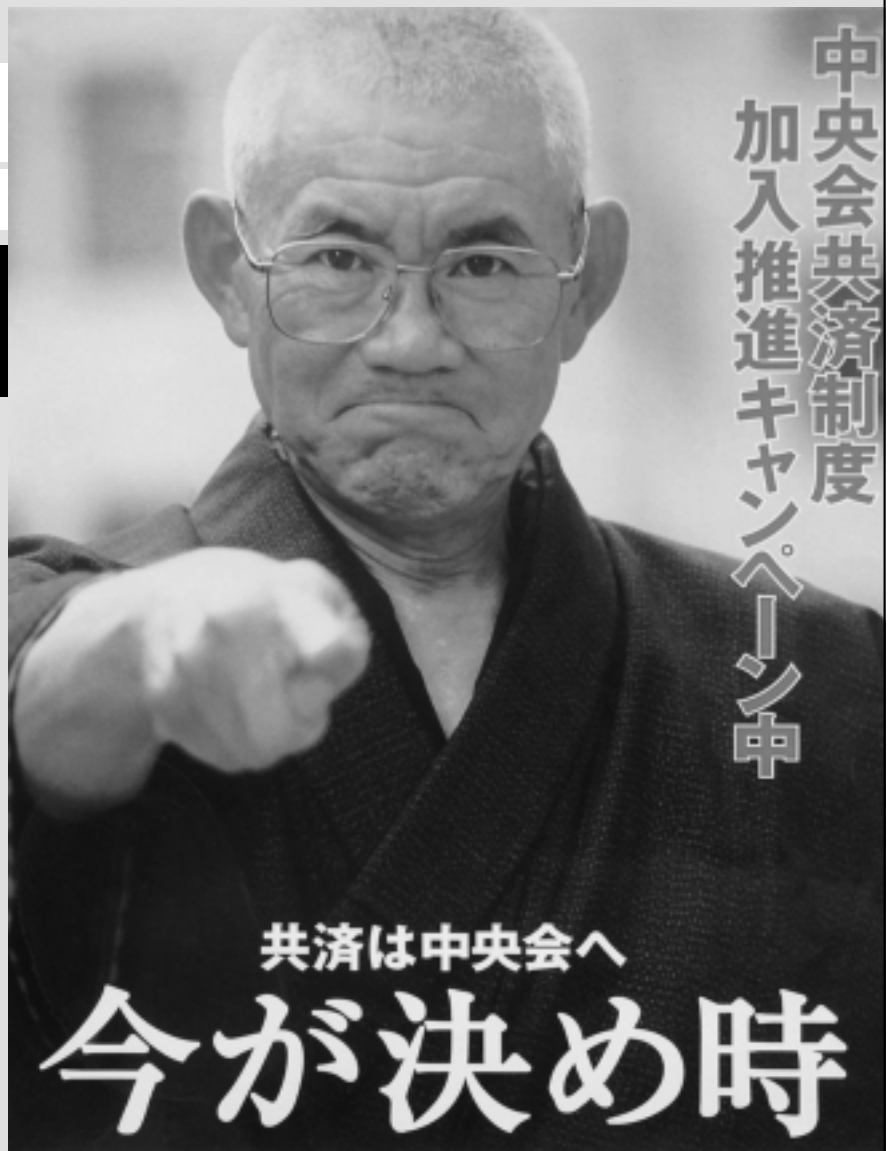
集団扱により割安な保険料で、安心の死亡保障と医療保障が準備できます

## 年金共済 (拠出型企業年金保険)

安定した老後生活資金が準備できます(個人年金保険料控除適用可)

## 特定退職金共済制度

大企業並みの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を



中央会共済制度  
加入推進キャンペーン中

共済は中央会へ

# 今が決め時

共済受託会社

## 三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806 FAX 073-431-5280

## 火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災  
総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

## 自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輦に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

**保障金額** (給付総額は300万円が限度です。)

| 給付内容    | 保障金額                              | 備考                           |
|---------|-----------------------------------|------------------------------|
| 死亡共済金   | 300万円                             | 被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円) |
| 後遺障害共済金 | 10万円～300万円                        | 後遺障害共済金                      |
| 医療入院    | 1日につき3,000円<br>複数傷害者でもよく12,000円限度 | 300万円限度・365日限度               |
| 共済金退院   | 1日につき1,500円<br>複数傷害者でもよく12,000円限度 | 実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度  |

**加入車種と共済掛金** (1年間の掛金)

| 車種         | 掛金額          |
|------------|--------------|
| 自家用軽乗用自動車  | 5,500円       |
| 自家用軽貨物自動車  | 5,500円       |
| 自家用乗用自動車   | 11,000円      |
| 自家用小型貨物自動車 | 11,000円      |
| 自家用普通貨物自動車 | 2t以下 17,000円 |
| //         | 2t超 27,000円  |

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL (073) 431-3288 (代)

# 富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる\*お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

## グループ傷害保険

## 経営安心部長



- ① 労災認定を待たずに保険金をお支払い！
- ② 従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！  
(売上高方式の場合)
- ③ 通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
- ④ 特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！  
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
- ⑤ 入院・通院保険金は1日目からお支払い！
- ⑥ 特約により地震などの天災を補償！
- ⑦ 建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！  
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

## グループ傷害保険

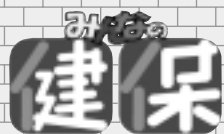
入院医療保険金支払特約付帯



- ① お仕事中のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
  - ② 年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！  
※入院医療保険金特約にかぎります。
  - ③ 医師の診査は不要。各人の告知も不要！  
※被保険者数が5名以上の場合に限ります。
  - ④ 記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
  - ⑤ 全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
- 被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。**

# 医療保険

医療費用担保特約付帯



- ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合**
- ① 健保の3割自己負担分をお支払いします！**
  - ② 差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）**
  - ③ 入退院時の交通費をお支払いします！**
  - ④ ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！**
  - ⑤ 最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！**

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

 **富士火災海上保険株式会社**

〈本 社〉  
 〒542-8567  
 大阪市中央区南船場1-18-11  
 TEL.06-6271-2741（大代表）  
 HOME PAGE  
<http://www.fujikasai.co.jp>

〈東京本社〉  
 〒104-8122  
 東京都中央区銀座2-12-18  
 TEL.03-3542-3911（大代表）





ミツバツツジ



## 和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地  
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail [info@chuokai-wakayama.or.jp](mailto:info@chuokai-wakayama.or.jp)